交通安全コラム vol.66

住民課
くらしの安心・安全係
☎ 85-8171

電動カート（シニアカー）に関する交通安全について

電動カート（シニアカー）は、歩行に困難を感じる高齢者の方などにとって便利な乗り物ですが､安全確認や交通ルールを守らなければ事故につながる恐れがあります。交通ルールやマナーを守って運転しましょう。

★電動カート（シニアカー）を利用するときの交通ルールや注意点★

●道路を通行するときは…

電動カート（シニアカー）は、道路交通法では歩行者として扱われます。
歩道がある道路では、歩道を通行しましょう。
歩道がない道路では、自動車等に注意をして、道路の右側端を通行しましょう。

●道路を横断するときは…

一般の歩行者と同様に電動カート（シニアカー）の利用者についても、道路横断中に多くの事故が発生しています。
道路を横断するときは、遠回りでも横断歩道を利用しましょう。また、横断歩道を利用する場合にも、必ず左右の安全を十分確かめてから横断するように心がけましょう。
斜め横断は、横断する時間や距離が長くなり自動車等との事故の可能性が高くなるのでやめましょう。

●踏切を通過するときは…

踏切の手前で一旦停止し、左右の安全を確認しましょう。
警報機が鳴っているときや、遮断機が降り始めているときには、踏切内に入らないようにしましょう。
脱輪や線路の溝にタイヤが挟まらないようにするため、両手でハンドルをしっかりと握り、端に寄りすぎないように注意して運転しましょう。
踏切内で立ち往生してしまったときは、あわてず周りの人の協力を得て非常ボタンを押してもらい、直ちに踏切内から離れてください。

●坂道を運転するときは…

坂道では電動カート（シニアカー）のクラッチを切った状態で手押しすることは絶対にやめましょう。自動ブレーキ（電磁ブレーキ）がかからず大変危険です。

●歩行者等とすれ違うときは…

電動カート（シニアカー）には一定の幅があります。歩行者や自転車とすれ違うときには、安全な間隔をとりましょう。

消費生活コラム vol.62

注意したい悪徳商法や消費者トラブルについてお知らせします

実在する事業者をかたり
未納料金を請求する詐欺に注意

事例 ▷

大手通信会社グループの事業者を名乗り「1 年間電話料金が未払いになっている。支払わなければ法的手続きを取る。守秘義務があるので誰にも話さないように」と電話があった。コンビニで電子マネーを購入するように言われ、店員に聞かれた場合は「自分で使う」と答えるよう指示され、30 万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。翌日も電話があり、5 万円分の電子マネーを購入し番号を教えた。その後も追加で 50 万円分購入するようにと電話があり、おかしいと思った。(80 歳代)

ひとこと助言 ▷

★実在する事業者を名乗り、身に覚えのない未納料金を請求される電話があっても、言われるまま支払ってはいけません。知らない番号や非通知からの電話は「出ない」「話を聞かない」「かけ直さない」ようにしましょう。
★コンビニ等で電子マネーを購入するように指示し、番号を教えさせる方法はすべて詐欺です。
★不明な点がある場合は、実在する事業者の正式な問い合わせ窓口を家族や周りの人とともに調べて、問い合わせてください。
★困ったときはすぐに消費生活相談窓口等にご相談ください。
(佐賀県消費生活センター ☎ 0952-24-0999、消費者ホットライン ☎ 188)

(参考：独立行政法人国民生活センター見守り新鮮情報　第 499 号より)